

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の周知・啓発

市民の障がい福祉に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、基本目標、主要施策などについて、広報紙、市のホームページ、ガイドブックなど、様々な媒体を通して周知するとともに、各種イベントや行事において広報・啓発活動を行うことで、主体的な取り組みへつなげます。

2 推進体制の構築

障がい者施策は、福祉・保健・医療・保育・教育・就労・生活環境等多くの分野にまたがっており、障がいの特性やライフステージに応じたきめ細かで一貫したサービスを提供していくためには関係機関が連携し、総合的な取り組みを実践していくことが必要です。

また、本計画を推進し、障がいのある人が住み慣れた地域でともに生活し、活動できる社会を実現していくためには、行政による対応だけでなく、市民をはじめ、障がい者団体、ボランティア団体、NPO法人、中央市社会福祉協議会などの多くの地域関係団体・機関の参加と行動が不可欠です。それらの関係団体・機関と相互に連携を図り、計画の推進に努めます。

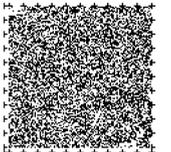
3 計画の点検・評価

「中央市 第2次障がい者計画」は平成29年度から平成35年度までの7年間を計画期間としていますが、本計画の着実な実行に努めるため、PDCAマネジメントサイクルに基づき、計画の進行管理・進捗についての評価を適宜行います。

また、必要に応じて当該施策・事業の必要性等について関係団体・機関と協議し、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に対応するため、計画期間内であっても、効果的な計画となるよう見直しについて検討します。



資料編



1 障がい者制度改革の動向

(中央市の主な動き)

平成18年4月～「障害者自立支援法」施行

- 身体・知的・精神の3障がいのサービスを一元化
- 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)の導入 等

◎中央市誕生
(平成 18 年2月)

平成19年9月署名～「障害者の権利に関する条約」に署名 (※平成26年1月批准)

- 障がい者の市民的、政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障の権利などを保障、障がいに基づく差別を禁止

◎中央市障害者計画・障害福祉計画策定
(平成 19 年3月)

平成22年6月閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」について

- 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」を最大限尊重
- 基本的考え方:障がいの有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現

◎中央市発達障害児(者)等生活支援事業開始
(平成 20 年6月)

◎中央市障害児(者)地域活動支援センター事業開始(平成 20 年6月)

◎中央市第2期障害福祉計画策定
(平成 21 年3月)

◎中央市地域生活支援事業開始
(平成 21 年7月)

平成 22 年 12 月の「障がい者制度改革推進会議」にて「障害者制度改革の推進のための第二次意見」をとりまとめ

「障害者自立支援法」等の一部改正

- 公布日(平成22年12月10日)施行
 - ・発達障害が障害者自立支援法の対象になることの明確化
- 平成 23 年 10 月 1 日施行
 - ・グループホーム利用の助成
- 平成 24 年4月 1 日施行
 - ・応能負担原則への見直し
 - ・支給決定プロセスの見直し

平成 23 年6月成立 (平成 24 年 10 月施行) 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」制定

- 国や地方公共団体、福祉施設従事者等に障害者虐待の防止等の責務
- 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報の義務

◎中央市第3期障害福祉計画策定
(平成 24 年3月)

◎中央市障害者日常生活用具給付事業開始
(平成 24 年4月)

◎中央市・昭和町障がい者相談支援センター開設
(平成 24 年4月)

◎中央市・昭和町障がい者虐待防止センター開設
(平成 24 年 10 月)

平成 23 年8月成立 「障害者基本法」改正

- 公布日(8月5日)施行 一部は政令で定める日
- 推進会議の第二次意見に基づき改正案を策定
- 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を規定

平成 24 年6月成立 (平成 25 年4月施行) 「障害者総合支援法」制定

- 社会モデルに基づく理念の具体化
- CH と GH の統合、重度訪問介護の範囲拡大、難病患者への支援など
- 地域生活支援事業の追加

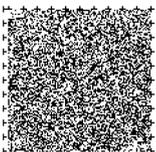
平成 25 年6月成立 (平成 28 年4月施行) 「障害者差別解消法」制定

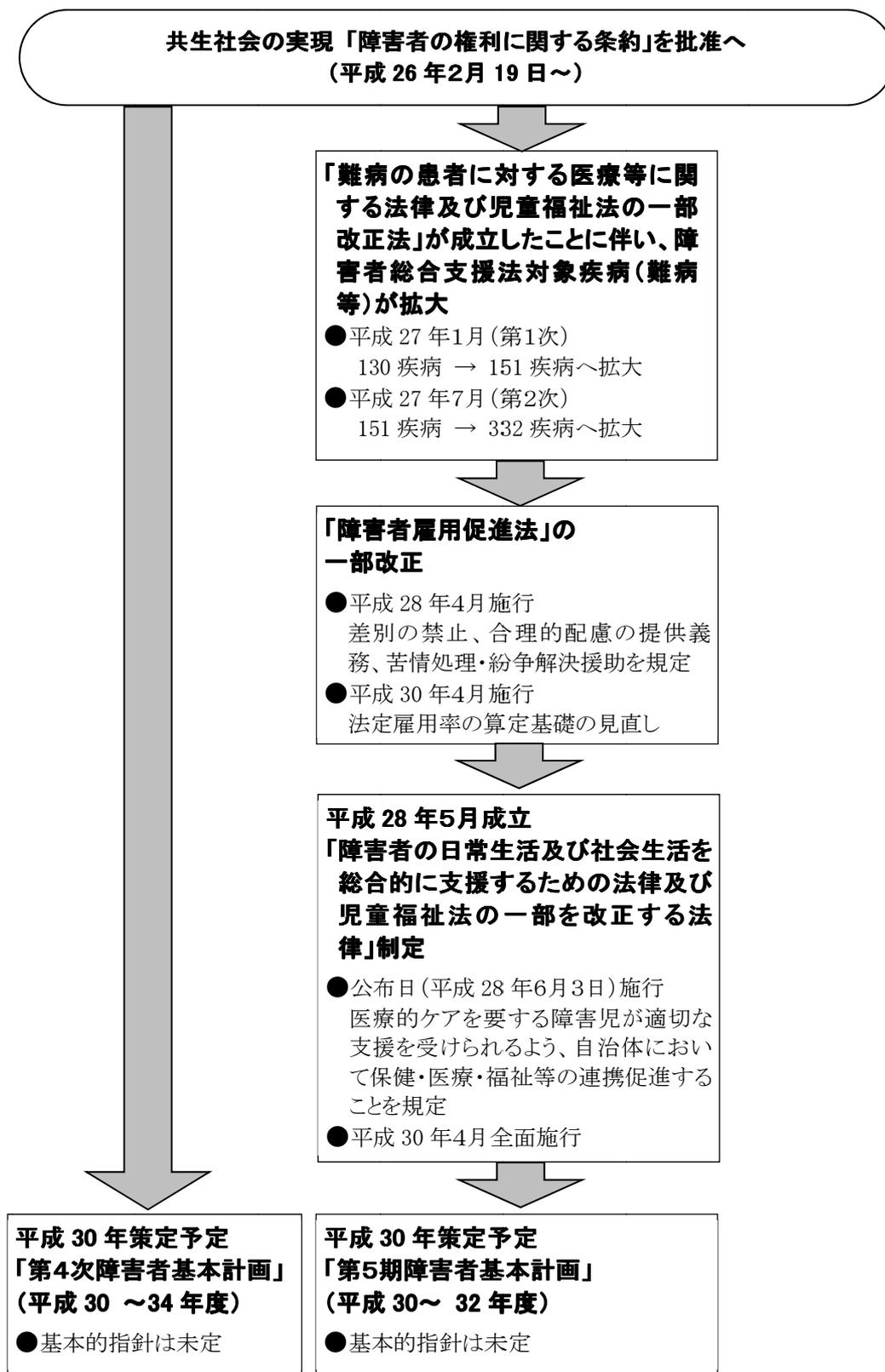
- 「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」
- 国・都道府県・市町村などの役所による「対応要領」の作成及び事業を所管する国の役所による「対応指針」の作成

◎中央市・昭和町自立支援協議会の設置
(平成 25 年6月)

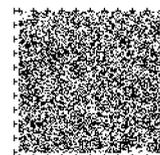
平成 25 年9月閣議決定 「第3次障害者基本計画」(平成 25～29 年度)

- 5年計画に変更
- 基本原則の見直し(地域社会における共生、差別の禁止、国際的協調、障害者の自己決定の尊重)
- 安全・安心、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮の3分野追加



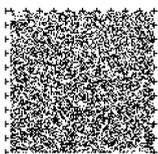


- ◎中央市第 4 期
障がい福祉計画策定
(平成 27 年 3 月)
- ◎手話通訳者を福祉課に
配置
(平成 27 年 4 月)
- ◎障害者(児)施設入浴
サービス事業開始
(平成 28 年 4 月)
- ◎ヘルプカード配布事業
開始(平成 28 年 9 月)
- ◎中央市第 2 次
障がい者計画策定
(平成 29 年 3 月)



2 中央市第2次地域福祉計画・障がい者計画策定委員名簿

	区分	氏名	役職名	備考
1	有識者	いくち としかず 井口 俊和	中央市自治会長会副会長	
2		ながしま みきお 長島 幹夫	中央市民生委員児童委員協議会会長	～H28.12
		よしとめ みつひろ 吉留 光廣		H29.1～
3	たなか てるみ 田中 輝美	中央市議会議員 厚生常任委員長	会長	
4	地域福祉 関係者	ごとう まさおき 後藤 正興	ことぶきクラブ連合会会長	
5		たかの としえ 鷹野 壽江	塩の会会長	
6		たかの としみ 鷹野 利美	愛育会会長	
7	障がい福祉 関係者	ぼば まさえ 馬場 正江	中央市障害者福祉会会長	
8		やじま よしき 矢島 良樹	中央市心身障害児者父母の会会長	
9		わたなべ のぶこ 渡邊 信子	中央市・昭和町聴覚障害者協会代表	
10	福祉事業 従事者	きかもと かつら 坂本 桂	中央市社会福祉協議会 事務局長	副会長
11		うらの ともみ 浦野 友美	障がい者支援施設 ル・ヴァン サービス管理責任者	
12		あすお かつお 阿諏訪 勝夫	中央市・昭和町障がい者相談支援センター相談員	
13		たなか ひろお 田中 浩夫	中央市役所 高齢介護課 課長	
14		あいだ さちこ 相田 幸子	中央市役所 健康推進課 保健師長	



中央市 第2次障がい者計画

平成 29 年 3 月発行

発行／中央市 福祉課

〒409-3893

山梨県中央市成島 2266 番地（玉穂庁舎）

T E L 055-274-8544

F A X 055-274-1124

e-mail fukushi@city.chuo.yamanashi.jp

lg-fukushi@city.yamanashi-chuo.lg.jp

